

徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、徳島県立牟岐少年自然の家（以下「本件施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第１章 総 則

（本協定の目的）

第１条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本件施設の管理運営（以下「管理運営」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条 管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、本件施設利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、自然の中での集団宿泊生活を通じて、本県の少年の健全な育成を図ることにある。

（公共性の尊重）

第３条 乙は、本件施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第４条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第５条 本協定で用いる用語の定義は、別紙１のとおりとする。

（本件施設）

第６条 本件施設は施設と備品からなる。本件施設の内容は別紙２のとおりとする。

（協定期間）

第７条 本協定の期間は、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

(指定管理料)

第8条 管理運営業務に係る指定管理料の額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次表のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	総 額
指定管理料 （うち消費税 及び地方消費税 の額）	金 千円 （ 千円）	金 千円 （ 千円）	金 千円 （ 千円）	金 千円 （ 千円）	金 千円 （ 千円）	金 千円 （ 千円）

(指定管理料の変更)

第9条 甲又は乙は、別紙3に定めるもののほか、指定期間中に乙が本件施設の管理運営業務に関して提供するサービスの水準、賃金水準又は物価水準の変動若しくは税法の改正による消費税等の税率の変更等により、指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。
- 4 修繕に要する費用については、第26条第1項の規定に基づき、当該年度に実際に要した費用が370万円を下回った場合には、370万円と当該年度に実際に用した費用との差額を指定管理料から減額することができる。
- 5 甲は、別紙3に定める業務不履行時の手続きに基づき、違約金徴収措置を講じる場合は、違約金相当額を指定管理料から減額することができる。

(指定管理料の支払)

第10条 甲は、管理運営業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。
- 3 指定管理料の支払は、各年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画表に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(募集要項等の誤びゅう又は内容変更)

第11条 募集要項等の誤びゅう又は甲による内容の変更に起因して乙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担するものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

第2章 管理運営の範囲と実施条件

(管理運営業務の内容)

第12条 管理運営業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（昭和51年徳島県条例第65号。以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 本件施設の維持管理（教育委員会が指定する補修等を除く）に関する業務

- (3) 本件施設の利用の許可に関する業務
- (4) 本件施設の利用料金に関する業務
- (5) その他本件施設の管理に関し、甲が必要と認める業務

(本件施設の利用)

第13条 甲は、管理運営業務を遂行するため、本件施設を無償で乙に使用させるものとし、乙は甲の指示に従い本件施設を適正に管理するものとする。

(管理運営の義務)

第14条 乙は、管理運営業務に当たっては、本協定、年度協定、条例及び徳島県立牟岐少年自然の家管理規則（昭和52年徳島県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）その他関係法令のほか、募集要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 本協定、募集要項等及び申請書類の間に矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において要求水準書を上回る内容が提案されている場合は、申請書類に示された内容によるものとする。

(管理運営業務体制整備)

第15条 乙は、管理運営業務開始予定日までに、管理運営業務に必要な人員を確保し、かつ、管理運営業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、募集要項等に従って管理運営することが可能となった段階で、甲に対して通知を行うものとする。
- 3 甲は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、乙に対して管理運営業務の引継ぎ等の実施を要請することができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項に規定する管理運営業務の引継ぎ等の実施の要請を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその要請に応じなければならない。
- 5 乙は、必要と認める場合には、管理運営業務開始予定日に先立ち、甲に対して本件施設の視察又は本件施設内での訓練、研修等を申し出ることができるものとする。
- 6 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による管理運営業務体制確認)

第16条 甲は、本件施設の引渡しに先立ち、管理運営体制、業務分担、緊急連絡体制等管理運営業務体制の確認を行い、管理運営業務体制が整っていることを確認した場合には、乙に対し、管理運営業務体制の完了確認通知書を交付するものとする。

- 2 乙は、甲の管理運営業務体制の完了確認通知書を受領しなければ、管理運営業務を開始することはできないものとする。
- 3 甲及び乙は、管理運営業務体制を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。
- 4 甲による管理運営業務体制の完了確認通知書の交付を理由として、甲は管理運営業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。

（責任者の配置）

- 第17条 乙は、管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、管理運営に係る責任者を配置するものとする。
- 2 甲は、前項の責任者や管理運営業務に従事する者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し管理運営に係る責任者及び管理運営業務に従事する者の交替を請求することができる。

（管理運営期間中の第三者の使用）

- 第18条 乙は、事前に甲の書面による承認を受けた場合を除き、管理運営業務の一部を第三者（以下「管理運営受託者」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から管理運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。
 - 3 管理運営受託者の使用は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理運営受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（管理運営業務計画書の作成及び提出）

- 第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、甲との協議により管理運営業務計画書を作成の上、甲に提出して甲の承認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、管理運営業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（許認可の申請及び届出等）

- 第20条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得は、乙が自らの責任と費用負担において申請及び取得し、また、必要な一切の届出についても乙が自らの責任と費用負担において提出するものとする。ただし、甲が申請及び取得すべき許認可及び甲が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による本協定上の義務を履行するために必要な一切

の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力を
するものとする。

- 3 乙は、甲からの要請がある場合は、必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその
維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。た
だし、当該遅延が甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用を負担する。なお、甲が増
加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(本件施設の管理運営に伴う近隣対策)

- 第21条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を実行するに当たって合理的
に要求される範囲の近隣対策を実施する。当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、
事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、甲は、当該近隣対策の実施について、
乙に対し協力する。
- 2 甲は、甲が本協定、募集要項等において乙に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動
又は訴訟に起因し、管理運営業務に係る増加費用が生じた場合には、当該増加費用を負担す
るものとする。
 - 3 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因する本件施設の管理運営業務に係る増加
費用については、乙が負担するものとする。

(独立会計制及び管理運営経費の負担)

- 第22条 乙は、自らの責任と費用負担において、管理運営業務を行うものとし、本件施設の
管理運営業務に関する収支を、乙の他の事業による収支と切り離して独立会計制による会計
として管理しなければならないものとする。
- 2 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して管理運営業務に係る費用が
増加するときは、当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件
等については、甲乙協議の上決定するものとする。
 - 3 法令変更により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙4に従う
ものとする。
 - 4 不可抗力により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙5に従う
ものとする。
 - 5 本協定に特段の定めがない限り、管理運営業務に係る費用が増加した場合、乙が当該増加
費用を負担するものとする。
 - 6 甲は、本件施設に係る火災保険の保険料の全額を負担するものとする。

（利用料金）

第23条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、本件施設に係る利用料金を乙の収入として、收受するものとする。

2 乙は、前項に規定する利用料金について、指定期間外の利用に係る利用料金を收受することはできない。

3 乙は、本件施設の利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、条例で規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、甲の承認を得て、利用料金を決定あるいは改定するものとする。

また、乙は、利用料金を変更する場合は、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めることとする。

4 乙は、利用料金の減免基準について、本協定締結以前に甲が定めた「徳島県立牟岐少年自然の家使用料減免要綱」と同様の取扱いを前提とし、甲の承認を得て決定あるいは改定するものとする。

また、乙は、減免基準を変更する場合は、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めることとする。

5 乙は、前各項の規定の運用に当たり、不当な差別的な取扱いをしてはならない。

（休所日等）

第24条 乙は、条例第6条に規定する休所日等を変更する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（利用に関する許可の基準）

第25条 乙は、条例第9条の規定に基づき、その利用を拒むことができる。

2 乙は、条例第10条の規定に基づき、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

3 乙は、身体障がい者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいい、同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を同伴することを拒んではならない。

4 乙は、前3項に定める利用に関する許可の結果、利用者等より不服の申立てがあった場合、速やかに甲に対してその内容その他必要事項を通知するものとし、甲は、不服申立てに関する決定を行うものとする。

（本件施設の修繕）

第26条 乙は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を除く修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。

ただし、一件について60万円以上の大規模修繕については、甲乙協議の上、甲が実施するものとする。また、甲は、修繕に要する費用（以下「修繕費用」といい、第33条第3項の規定より乙が負担すべき費用を除く）について、年間370万円までの範囲で、指定管理料の一部として当該年度に実際に要した修繕費用を乙に対して支払うものとする。

- 2 乙が、第三者使用による修繕を実施する場合は、原則として入札により第三者を決定するものとする。ただし、修繕費用が1件30万円未満の場合は、3者以上の複数見積もりによる随意契約により第三者を決定できるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、1者の随意契約とすることができる。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号～第9号に該当する場合であって、1者による随意契約が適当と認められる場合
 - (2) 1件10万円未満の修繕費用である場合
- 4 乙が、自己の費用と責任において、本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承認を得なければならない。
- 5 甲の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕を行った場合、甲はこれに要した一切の費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。
- 6 甲は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、自己の費用と責任において実施するものとする。
- 7 法令変更又は不可抗力により本件施設の修繕を行った場合、別紙4又は別紙5の規定に従うものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（事業報告書等の提出）

- 第27条 乙は、本件施設の月次報告書等を毎月作成し、翌月10日までに、甲に提出するものとする。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。
- 2 乙は、各年度の終了後30日以内に、次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。
 - (1) 管理運営の実施状況に関する事項
 - (2) 本件施設の利用状況に関する事項
 - (3) 利用料金収入及び自主事業収入の実績並びに管理運営経費等の収支の状況
 - (4) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (5) その他甲が指示する事項
 - 3 乙は、甲が第39条から第42条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合は、その日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事

業報告書を作成し、提出するものとする。

（甲による説明要求及び立会い）

第28条 甲は、乙に対し、管理運営期間中、管理運営業務について、随時その説明を求め、また、本件施設において管理運営状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する管理運営状況その他についての説明及び甲による確認の実施について甲に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 前2項に規定する説明又は確認の結果、管理運営状況が、管理運営業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙から事前に意見を聴取したうえで、期限を定めてその是正を勧告するものとする。この場合、乙は甲に対して当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。

4 甲は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのヒアリングを行うものとする。

5 甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の管理運営業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

（モニタリングの実施）

第29条 甲は、管理運営業務に関して乙が提供するサービスが、管理運営サービス水準（要求水準書並びに甲が別途承認する乙の管理運営業務体制報告書及び管理運営業務計画書に記載される水準をいう。以下「管理運営サービス水準」という。）を達成していることを確認するため、甲乙協議の上、甲が定める方法に従いモニタリングを行うものとする（以下、本条に基づくモニタリングを総称して「本件モニタリング」という。）。

2 甲は、本件モニタリングの結果、管理運営業務について、管理運営サービス水準を満たしていないことが判明した場合（以下「業務不履行」と総称する。）の手續は別紙3のとおりとする。

（セルフモニタリングの実施）

第30条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を第27条第1項の月次報告書等とともに提出しなければならない。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

（事故報告）

第31条 乙は、本件施設内で事故が生じたときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第32条 乙が管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者又は乙に生じたものについては、甲が負担する。

2 本協定の締結後、甲が新たに指示した条件に従った結果、第三者に損害が発生した場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙に起因する事由に基づき、甲が条件を指示した場合を除く。

3 乙は、前2項に定める損害賠償に係る乙の負担に備えるために、甲が指定する期日までに、自己の負担により要求水準書に記載した内容の保険契約を締結するものとする。

4 第1項及び第2項の場合を除き、管理運営業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、当該損害（ただし、前項に規定される保険の受取額により補填される部分を除く。）のうち100分の1までのものを乙が負担するものとし、これを超える当該損害については甲が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る第三者の損害額が20万円に満たないときには、当該損害は生じなかったものとみなす。この場合、必要に応じて、甲及び乙は、かかる当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

（本件施設の損傷等）

第33条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の損傷等の防止に努めるものとする。

2 乙は、本件施設が損傷し、又は滅失したときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により本件施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

4 乙の責めによらない事故、火災等による本件施設の損傷は、甲の責任と費用負担においてこれを修復する。ただし、修復に著しく多額の費用ないし期間を要する場合はこの限りではない。

5 本件施設を第三者が損傷した場合、乙がその責めを負う。ただし、甲が第22条第6項に規定される火災保険の保険金を受け取った場合には、当該受取額を控除する。また、甲が施設を損傷した第三者に対する損害の賠償責任を免除した場合は、甲は自らの責任と費用により修復するものとする。

（目的外使用）

第34条 乙は、原則として条例第3条に規定する業務の遂行のためにのみ、本件施設を使用しなければならない。ただし、乙は、あらかじめ書面による甲の許可を得て、利用者の利便性を高めるため、上記目的以外で使用するものとする。

（情報管理）

第35条 乙又は管理運営業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定が取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

2 乙は、本協定の履行に当たっての個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙が故意又は過失により前2項の規定に反したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

（危機管理）

第36条 乙は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する者を指導しなければならない。

2 乙は、防災対策について、甲と協議して定めるものとする。

3 乙は、次の各号に該当する場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（1）災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

（2）災害その他の事故により、本件施設にかかる甲の財産がき損滅失したとき。

（3）本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。

（4）その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

4 乙は、牟岐町、徳島県教育委員会、牟岐町自主防災連絡協議会との4者による「避難所等施設利用に関する協定書」を締結するものとする。

（宣伝広告）

第37条 乙は、乙の責任と負担において本件施設の宣伝広告を行うものとする。ただし、事前に宣伝広告内容について甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の宣伝広告内容が公的施設である本件施設の性格上、不適切と認めるときは、その修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。ただし、甲は、当該修正を求めたこと又は求めうることを理由として、乙の宣伝広告内容について何らの責任を負担するものではない。

3 甲は、本件施設の宣伝広告について、甲の広報紙に掲載する等の協力を行うことができ

るものとする。

(備品の扱い)

第38条 乙は、管理運営期間中、善良な管理者の注意をもって、別紙2に記載する備品（以下「県有備品」という。）を維持管理するとともに常に良好な状態に保たなければならない。

2 乙は、県有備品を管理運営業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。

3 県有備品が、経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該県有備品を購入又は調達するものとする。ただし、1件20万円以下の県有備品の更新については、修繕費として乙が実施するものとし、この場合、更新した当該県有備品は甲に帰属するものとする。

4 乙は、故意又は過失により県有備品をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し又は自己の費用で当該県有備品と同等の機能及び価値を有する備品を購入又は調達することとし、この場合、当該備品は甲に帰属するものとする。

5 乙は、乙の任意により県有備品以外の備品を購入又は調達し、管理運営業務の用に供することができることとし、この場合、当該備品は乙に帰属するものとする。

6 乙は、第3項及び第4項の規定に基づき、甲に帰属する備品を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

第3章 協定の終了

(乙の業務不履行等による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部停止)

第39条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 法令又は本協定に違反したとき。

(2) 本協定上の業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(3) 管理運営業務の全部又は一部を履行しないとき。

(4) 破産申立て、会社更生手続、民事再生手続、会社整理手続、特別清算手続その他の倒産法制上の手続についての申立てがなされ、又は乙の取締役会でその申立てを決議したとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）となったとき。

(6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体となったとき。

(7) 乙の役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体となったとき。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

(8) 甲に対し、虚偽の報告を行ったとき。

(9) 指定の解除を申し出たとき。

(10) その他甲の正当な指示に従わないとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、客観的に見て、乙が本協定に違反し、その違反により指定管理者の指定の意義を達することができないと甲が認めたとき。ただし、管理運営サービス水準を満たしていない場合の指定の取消しの手続は別紙3に従うものとする。

2 前項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じた場合、乙は、甲が被った損害を賠償しなければならない。

（甲による任意解除）

第40条 甲は、乙に対して、解除しようとする日の90日以上前に通知を行うことにより、特段の事由なく本協定を解除することができる。この場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償する。

（法令変更による協定の解除）

第41条 本協定の締結後における法令変更により、甲が管理運営業務の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、乙がすでに以降の管理運営業務に着手するための投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件（清掃用具、資材等を含むがこれに限らない。）の所有権は甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡す。

(不可抗力による協定の解除)

第42条 不可抗力が生じた日から30日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、甲は、乙に通知した上で、本協定の全部を解除することができる。ただし、乙がすでに以降の管理運営業務に着手するための投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び管理運営業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件(清掃用具、資材等を含むがこれに限らない。)の所有権は甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡す。

(本件施設の管理運営業務の終了に伴う原状回復等)

第43条 乙は、協定期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営を終了したときは、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を撤去したうえで、甲に対し、本件施設を直ちに明け渡すものとする。ただし、甲の請求により、甲と乙は本件施設の明渡し方法について協議できるものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に本件施設を明け渡さないときは、甲は、乙に代わって、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を処分し、その他の適切な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。

3 本件施設の管理運営業務の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、乙が負担する。

(業務の引継ぎ等)

第44条 乙は、本協定の終了に際し、その終了事由のいかんにかかわらず、甲又は甲が指定する者に対し、本件施設を管理運営するために必要な資料を引き渡す等管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本件施設の視察又は本件施設を訓練、研修等に使用することを申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

第4章 その他

（情報公開等）

第45条 乙は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

2 乙は、管理運営のために作成及び取得した文書のうち前条第1項の規定により甲又は甲が指定する者に引き継いだ文書を除く文書を、指定管理期間の満了又は指定の取り消しにより本件施設の管理運営を終了した後5年間保管しなければならない。

（規程の制定等）

第46条 乙は、管理業務の処理について規程を定めることができる。

2 乙は、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

3 乙は、前2項の規定により規程を制定し、又はこれを改廃するときは、甲の承認を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第47条 乙は、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

（管理運営業務の範囲外の業務）

第48条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任において、自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施要件等を定めることができるものとする。

（請求、通知等の様式その他）

第49条 本協定に基づく通知、報告、承認等は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。当該書面は本協定に記載された当事者の名称、所在地あてに送付するものとする。

（管轄裁判所）

第50条 本協定に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義の決定）

第51条 本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙

別紙 1 用語の定義

- (1) 「募集要項等」とは、本事業に関し令和 3 年 7 月 1 5 日に公表された「徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者募集要項」及び同募集要項に添付された要求水準書、様式集等の一切の書類をいう。
- (2) 「申請書類」とは、本件施設の指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書その他本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- (3) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までをいう。
- (4) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5) 「大規模修繕」とは、次の各号のいずれかに該当する大規模な修繕をいう。なお、機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、大規模修繕から除き、管理運営業務に含めるものとする。ただし、不可抗力による機能低下に起因する場合及び甲が機能向上のために行う場合は、大規模修繕として甲が行うものとする。
 - ア 本件施設の機能を変更することを目的とする修繕
 - イ 本件施設の耐用年数を著しく延長することとなる修繕
- (6) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置をいう。
- (7) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。

別紙２ 本件施設の内容

（１）施設

- ・名 称 徳島県立牟岐少年自然の家
- ・所在地 徳島県海部郡牟岐町大字灘字東谷 1 1 6 番地 3 5
- ・開所日 昭和 6 0 年 7 月 1 日
- ・施設規模 敷地面積 9 6, 2 3 7. 5 6 m²
建築面積 4, 8 3 4. 5 8 m²
延床面積 6, 3 6 2. 3 7 m²
- ・主要施設 管理棟, 宿泊棟, プレイホール, 海の学習棟, プール棟 等

（２）備品

別添「備品一覧」のとおり

別紙 3 業務不履行時の手続

1 本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合

本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合とは、以下に示す(1)又は(2)の状態と同等の事態をいう。

- (1) 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
- (2) 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合

管理運営状況が上記(1)又は(2)の状態となる基準は以下のとおりとする。

- (1) 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合の例
 - ア 管理運営業務の故意による放棄
 - イ 故意に甲との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）
 - ウ 管理運営業務開始までに甲と乙が協議の上、具体的に定める事項についての甲からの指導又は指示に従わない等
 - エ 定期点検の未実施
 - オ 故障等（要求水準に示す機能を果たさない。）の放置
 - カ 不衛生状態の放置
 - キ 災害時の未稼動（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）
 - ク 安全措置の不備による人身事故の発生
- (2) 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合の例
 - ア 管理運営業務の怠慢
 - イ 施設利用者等への対応不適切
 - ウ 業務報告の不備
 - エ 関係者への連絡不備
 - オ 保全上必要な修理等の未実施

2 管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合の措置

甲は、モニタリングの結果、本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていないと判断した場合、以下の対応をとる。

- (1) 甲は乙に改善措置をとることを通告し、乙に、改善計画書の提出を求める。
- (2) 甲及び乙から構成される関係者協議会において、改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 甲はモニタリングにより、改善計画書に従った業務の改善が認められるか判断する。
- (4) 甲はモニタリングの結果、改善計画書に従った業務の改善が認められないと判断した場合、以下に定める算式により当該年度に係る違約金相当額を算出し、当該年度の指定管理料から減額するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合、上記手続は実行しないものとする。
 - ア 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
違約金相当額
$$= \text{指定管理料（年額）} \div \text{年間営業日} \times 1 \times (\text{ペナルティー発生回数} + 1) \\ \times \text{重大な支障が生じた日から当該支障が解消される前日までの日数}$$
 - イ 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合
違約金相当額
$$= \text{指定管理料（年額）} \div \text{年間営業日} \times 0.5 \times (\text{ペナルティー発生回数} + 1) \\ \times \text{利便性を欠くこととなった日から利便性が回復される先日まで日数}$$
- (5) 甲は、上記(1)から(4)までを経てもなお、業務の改善が認められないと判断した場合又は同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由の発生があった場合、第39条第1項の規定に基づき、乙の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

別紙 4 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

- (1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
- (2) 消費税に関する法令変更
- (3) 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙 5 不可抗力による増加費用及び損害の負担

不可抗力により乙に生じた増加費用及び損害（ただし、逸失利益を除く。）については、1事業年度につき発生案件ごとに、1年間の管理運営業務に係る利用料金収入実績相当額（ただし、初年度については提案書記載の利用料金収入見込みの金額とする。）の100分の1までは乙の負担とし、それを超える部分については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。また、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る増加費用及び損害の額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

別紙 6 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この協定による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(個人情報の開示等)

第9 乙は、この協定による事務を行うために保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示等を求められたときに対応できるよう、個人情報の開示等に関する規程等を設けなければならない。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

徳島県立牟岐少年自然の家審査基準

審査項目		審査の視点	配点
	様式		
適切な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮			30
施設の管理運営方針	10-1	・少年自然の家の設置目的を的確に把握しているか。 ・利用者へのサービス向上と県負担額の削減について、バランスのとれた方針を有しているか。	10
利用者ニーズの把握・分析と利用促進	10-2	・少年自然の家の設置目的を踏まえつつ、利用者のニーズの的確な把握分析ができているか。 ・利用促進について、効率的かつ効果的な計画が具体的に検討されているか。	10
自主事業	10-3	・自主事業の内容が少年自然の家の設置目的をふまえ少年自然の家の特性を活かしたものであり、かつ、自主事業を通じたコスト削減が期待できるか。	10
効率的な管理運営（経済性の追求）			20
収支計画	10-5	・少年自然の家の管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。 ・収支の内容が適正かつ実現可能であるか。	20
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況			40
適正な維持管理	10-4	・施設の適正な維持管理を行うための方策が提案されているか。	10
管理運営体制	9・10-6～10-8	・施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制を備え、資格や経験を有した職員を配置しているか。 ・セルフモニタリングの方法について具体的に現実的な提案があるか。 ・職員の労働条件等の整備は適正か。	15
安全管理及び環境への配慮	10-11 10-12	・安全管理について適切な方針を有しているか。 ・災害発生時等における適切な対応を有しているか。 ・本件業務の実施にあたっての環境への配慮について、具体的な計画を有しているか。	15
地域への貢献及び地域との連携			10
地域への貢献及び地域との連携	10-9 10-10	・地元雇用の維持・拡大が期待できるか。 ・地元企業への委託について具体的かつ現実的な提案があるか。 ・地域の関連団体との連携や協働を適切に計画、実施できるかどうか。	10
合計			100

※様式欄はあくまで参考です。内容によっては他の様式の記載により審査する場合があります。
 ※適切な利用が図られないことが明らかな場合や、財務状況が極めて不安定な場合は、失格とする場合もあります。

徳島県立牟岐少年自然の家
指定管理者募集要項
様式集

令和3年7月
徳島県教育委員会生涯学習課

(様式1)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島県教育委員会生涯学習課長 様

(申請者) 住 所

団 体 名

代表者名

「徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者募集」に係る現地説明会の参加について

「徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者募集」に係る現地説明会について、以下のとおり参加を申込みします。

記

参加者の所属，氏名等

所 属	氏 名

注) 現地説明会への参加人数については、制限することがあります。

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

(様式2)

質問書

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 様

(質問者) 所在地
法人等名
担当者名

連絡先 電話番号
ファックス番号
メールアドレス

徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者の募集内容等に関して以下の質問がありますので、
本紙を提出します。

番号	ページ	タイトル	質疑事項

注) 質疑事項は本様式1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて記載してください。
また、質疑事項が複数の場合、通しの質問番号を明記して下さい。

(様式3)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長

様

(申請者) 住 所

法人等名

代表者名

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、徳島県立牟岐少年自然の家における指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

様 式	名 称	提出書類
3	指定管理者指定申請書	(本書)
4	誓約書	
5	参加グループ構成員表 (参加グループの場合)	
6	参加グループ協定書の写し (参加グループの場合)	
7	参加グループ委任状 (参加グループの場合)	
8	法人等概要書	
9	法人等の主要業務実績一覧	
(ア)	定款, 寄附行為, 規約その他これに代わる書類	
(イ)	法人にあっては当該法人の登記簿謄本, 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し (代表者が外国人である場合にあっては, 外国人登録証明書の写し)	
(ウ)	申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書, 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの	
(エ)	徳島県の県税 (法人事業税・法人県民税), 法人税, 地方法人特別税, 消費税及び地方消費税に関する証明書	
10-1 ~10-13	事業計画書	

注) 提出書類欄には添付する書類に○印を記入してください。

(ウ)については、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出して下さい。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出して下さい。また、設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出して下さい。

(エ)については、新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。

(様式 3 - 2)

指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 様

(申請者) 住 所

法人等名

代表者名

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、徳島県立牟岐少年自然の家における指定管理者の指定を受けるため令和 年 月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請辞退理由：

(様式4)

誓 約 書

徳島県教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

団体名

代表者

徳島県立牟岐少年自然の家指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- ・ 指定管理者募集要項第3の申請資格要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。
- ・ 提出した事業計画書により行う業務の内容及びその範囲は要求水準書を充足しています。

(様式5) 参加グループ構成員表 (参加グループの場合)

参加グループ構成員表

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 様

参加グループの名称

構成員 (代表者)	住 所 名 称 代表者氏名
構成員	住 所 名 称 代表者氏名
構成員	住 所 名 称 代表者氏名

このたび、徳島県立牟岐少年自然の家における指定管理者の指定を受けるため、参加グループを結成しましたので届け出ます。

(様式6) 参加グループ協定書 (参加グループの場合)

徳島県立牟岐少年自然の家管理運営業務に関する参加グループ協定書

第1条

(目的)

第2条

(名称)

第3条

(所在地)

第4条

(成立の時期及び解散の時期)

第5条

(構成員の所在地及び名称)

第6条

(代表者の名称)

第7条

(代表者の権限)

第8条

(構成員の責任)

第9条

(権利義務の制限)

第10条

(構成員の脱退に対する措置)

第11条

(構成員の破産または解散に対する措置)

第12条

(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員 (代表者)	住所 名称 代表者氏名
-----------	-------------------

構成員	住所 名称 代表者氏名
-----	-------------------

注1) 上記各条項を参考に参加グループの協定書を作成し、提出してください。

注2) 各構成員の役割分担がわかるものを添付してください。

(様式7) 委任状 (参加グループの場合)

委 任 状

徳島県教育委員会教育長 様

参加グループの名称	
構成員 (代表者)	住所
	名称
	代表者氏名
構成員	住所
	名称
	代表者氏名

私は、下記の参加グループ代表者を代理人と定め、当参加グループが存続する間、次の権限を委任します。

受任者

参加グループの代表者	住所
	名称
	代表者氏名

委任事項

- 1 徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

(様式8) 表1

法人等概要書

所在地	〒		
商号又は名称			
代表者氏名			
役割	管理事業者 ・ 運営事業者		
電話		ファックス番号	
資本金		株式上場の有無	有 ・ 無
設立年月日		従業員数	
営業種目			
業務内容			
担当者氏名			
所属			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			
備考			

(様式 8) 表 2

法人等役員一覽

[illegible]

注1) 法人登記簿と一致させること。

注2) 参加グループ各構成員について作成してください。

(様式 9)

法人等の主要業務実績一覧

業 務 名	業 務 内 容	備 考

注 1) 本書には過去 3 箇年程度の主要業務実績について 18 件以上を上限として記入してください。(野外活動施設又は社会教育施設に関する管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入して下さい。)

注 2) 業務内容欄には業務の概要、受注額、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

(様式 10 - 1)

事業計画書

(施設の管理運営方針)

徳島県立牟岐少年自然の家の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

(様式 10 - 2)

事業計画書

(利用者ニーズの把握・分析と利用促進)

徳島県立牟岐少年自然の家の設備目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営に反映し利用促進を図るか、具体的かつ現実的に記入して下さい。

注) 自主事業に関する取組方針については、様式 10 - 3 に記載してください。

(様式 10 - 3)

事業計画書

(自主事業)

徳島県立牟岐少年自然の家の設置目的をふまえ、利用促進や利用者の利便性の向上につながる自主事業の計画について、具体的かつ現実的に記入してください。特に、牟岐少年自然の家をとりまく豊かな自然環境や食材、観光資源などを活用した自主事業についてご提案ください。

また、事業コストを削減するために企業協賛や有料イベント等の提案がある場合は記入してください。

(様式 10 - 4)

事業計画書

(適正な維持管理)

徳島県立牟岐少年自然の家内施設の日常的，定期的な安全管理，美化対策，植栽管理，設備保守点検，施設の修繕費について，基本的な考え方及び重視するポイントを，指定管理者として目指す徳島県立牟岐少年自然の家の将来像とともに，各業務ごとに具体的な方法，内容，頻度等について記入するとともに，年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(様式 10 - 5)

事業計画書

(収支計画書)

表 - 1

(単位：千円)

区 分		R4	R5	R6	R7	R8	合 計
収 入	指定管理料						
	利用料金収入						
	自主事業収入						
	施設の運営業務にともなうその他の収入						
	収入計(a)						
支 出	固 定 費	人件費					
		光熱水費					
		事務所運営費					
	運営費						
	維 持 管 理 費	清掃費					
		施設警備費					
		設備運転等管理費					
		建築物・工作物・備品等維持管理費					
		植栽管理費					
		メーカー等発注業務費					
		修繕費					
	支出計(b)						

注1) 収入計(a)と支出計(b)が等しくなるよう収支計画を作成して下さい。

注2) 運営費には、新たに提案される自主事業に要する費用を含めてください。

注3) 金額は、税込み額を記載してください。

(様式 10 - 5)

事業計画書

(収支計画書)

表 - 2

以下の支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入して下さい。		
固定費	人件費	
	光熱水費	
	事務所運営費	
運営費		
維持管理費		

(様式 10－6)

事業計画書

(管理運営体制等)

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入して下さい。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入して下さい。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、徳島県立牟岐少年自然の家内の各施設にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」（様式 10－7）及び、「協力法人一覧」（様式 10－8）を作成してください。

(様式 10-7) 表 1

事業計画書

(職員体制)

[illegible]

注1) 配置する職員全てについて記入してください。

注2) 役職については、徳島県立牟岐少年自然の家を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

注3) 職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して記入してください。

注4) 正規職員は、週40時間以内で勤務し、貴団体が期間の定めなく雇用する職員とします。

注5) パートは、一週間の労働時間が正規職員より短い職員であって、貴団体が期間を定めて雇用する職員とします。

注6) 派遣職員は、労働者派遣法に基づく労働者とします。

(様式 10 - 7) 表 2

事業計画書

(職員体制)

徳島県立牟岐少年自然の家内に配置する予定の職員の労働条件について、下記の項目に従い具体的に記入してください。なお、正規、パートは区分して記入してください。

正規職員

- 勤務時間 時間／日
- 休暇
- 給与 () 円／月～ () 円／月
- 各種手当
- 各種保険 社会保険・労働保険
- 退職金制度

パート

- 労働契約の期間
- 勤務時間 時間／日
- 休暇
- 給与 () 円／日～ () 円／日
- 各種手当
- 各種保険
- 退職金制度

障がい者等の雇用状況

(様式 10 - 8)

事業計画書

(協力法人一覧 (協力法人がある場合))

法人等名	代表者名	所在地	協力を受ける内容	備考

注1) 本業務を行うにあたって、業務の一部を再委託することを予定している法人等について記入して下さい。

注2) 備考欄には、現時点で想定される貴団体と協力団体との契約金額 (単位 : 万円) を記入してください。

(様式 10－9)

事業計画書

(地域への貢献)

地元雇用及び地元企業への業務の再委託について、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。

また、企業の委託を予定している地元企業の法人名等をあわせて記入してください。(様式 10－8 と重複してもかまいません。)

(様式 10 - 10)

事業計画書

(地域との連携)

地域の関連団体（地元企業，自治体，自治会，ボランティア団体等）とどのように連携して徳島県立牟岐少年自然の家を管理運営するか，方針及び計画について具体的に記入してください。

(様式 10 - 11)

事業計画書

(安全管理)

安全管理について、①新型コロナウイルス等感染症対策、②情報管理、事故予防、災害・緊急時（避難所等の開設時を含む。）の対応体制、職員等の教育等について、その考え方や対策を具体的に記入してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

①について

②について

(様式 10 - 12)

事業計画書

(環境への配慮)

徳島県立牟岐少年自然の家における管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記入してください。

(様式 10 - 13)

事業計画書総括表

類似施設の管理 運営実績の状況 (詳細は様式9)	
施設の管理運営 方針 (詳細は 様式10-1)	
利用者ニーズの 把握・分析と利 用促進 (詳細は 様式10-2)	
自主事業 (詳細は 様式10-3)	
適正な維持管理 (詳細は 様式10-4)	
収支計画 (詳細は 様式10-5)	
管理運営体制等 (詳細は 様式10-6～10-8)	
地域への貢献 (詳細は 様式10-9)	
地域との連携 (詳細は 様式10-10)	
安全管理 (詳細は 様式10-11)	
環境への配慮 (詳細は 様式10-12)	

注) 事業計画書の提案内容を審査項目ごとに計100字以内(厳守)で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、頁送りは可能です。
100字を超える部分はカットして審査します。

指定管理者募集スケジュール

令和 3年 7月15日(木)	募集要項の公表 関係書類の配布開始 質問の受付開始(様式2)
令和 3年 7月26日(月)	現地説明会参加申込の締切(様式1)
令和 3年 7月29日(木)	第1回現地説明会の開催
令和 3年 8月 5日(木)	第2回現地説明会の開催
令和 3年 8月17日(火)	質問受付の締切
令和 3年 8月31日(火)	関係書類の配布終了
令和 3年 9月 7日(火)	申請書類の受付開始(様式3他)
令和 3年 9月15日(水)	申請書類の受付の締切
令和 3年 9月22日(水)	申請辞退の締切(様式3-2)
令和 3年 9月下旬	申請受付状況の公表
令和 3年 10月中旬から下旬	第2回選定委員会(資格審査・書類審査)
令和 3年 11月下旬	指定管理者の選定結果の公表
11月県議会定例会	指定管理者候補者・債務負担行為議案の議決
令和 3年 12月中旬以降	契約額について協議
令和 4年 1月以降	基本協定書の締結 管理運営業務の引継
令和 4年 4月 1日(金)	年度協定書の締結 指定管理者による管理運営の開始